

任意継続被保険者 資格取得 申出書 記入の手引き

退職などで健康保険の資格がなくなった後も、引き続き個人で健康保険に加入する場合にご使用ください。

健康保険の任意継続について

任意継続健康保険の加入要件

- 資格喪失年月日の前日(退職日)までに継続して2か月以上の被保険者期間があること。
 - ・前に加入していた任意継続被保険者期間は含まれません。

加入申請方法(提出期限)

- **資格喪失年月日(退職日の翌日)から20日以内に、日清食品グループ健康保険組合へ資格取得申出書を提出(必着)してください。**
 - ・提出期限が、土日祝にあたる場合は、翌営業日までとなります。
 - ・退職日より前のご提出はできません。

加入期間

- 任意継続被保険者となってから2年間
ただし、以下の理由に該当したときは、2年を経過する前であっても任意継続被保険者の資格を喪失します。
 - (1) 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき
 - (2) 就職等により、健康保険等の被保険者となったとき
 - (3) 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき(※1)
 - (4) 被保険者の方が亡くなられたとき
 - (5) 被保険者の方が後期高齢者医療保険制度の被保険者となったとき

(※1)希望により任意継続をやめる場合、健康保険組合が申出を受理した日の翌月1日が資格喪失日となります

添付書類(※2)について

被扶養者認定要件の確認ができる書類(被扶養者となる方がいる場合)

被扶養者となる方の被保険者との続柄や、被保険者との同居・別居の別等により異なります。詳しくは、3ページの「被扶養者の添付書類」をご覧ください。

(※2) 処分決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

次ページに記入例があります。➔

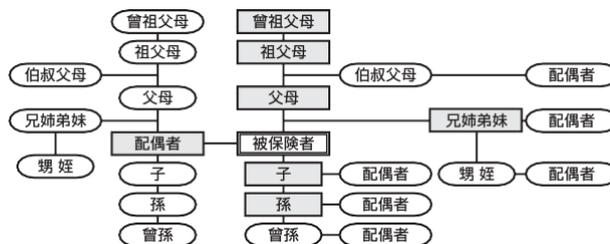
被扶養者について

被扶養者の要件

①主として被保険者の収入により生計を維持されており、国内に居住している75歳未満の方

②対象となる家族範囲
(3親等内の親族)

- : 被保険者と同居していなくてもよい人
- : 被保険者と同居していることが要件の人



③被扶養者となるための収入要件

- 被保険者と同居している場合
年収が130万円*未満、かつ、被保険者の年収の1/2未満
- 被保険者と同居していない場合
年収が130万円*未満、かつ、被保険者からの仕送り額より少ない

☞収入要件の特例

年収が130万円*以上であっても、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加である場合は、特例により、被扶養者として認定される可能性があります。

*60歳以上または障害厚生年金受給者等の場合は180万円

被扶養者の添付書類

被扶養者となる方が国内居住である場合

次に該当する確認書類を添付してください。具体的な確認書類については、確認書類の具体例をご覧ください。

	在職時より引き続き被扶養者となる場合	任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合
被保険者と同居	●収入を証明する書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●同居していることを証明する書類
被保険者と別居	●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類

(確認書類の具体例)

- ①続柄を証明する書類：戸籍謄(抄)本、または、世帯全員が記載されている住民票
- ②収入を証明する書類：所得証明書(課税証明書)、給与証明書、離職票のコピー、雇用保険受給資格者証または直近の受給資格通知のコピー、直近の年金額改定(振込)通知のコピー、確定申告書のコピー(青色申告の場合は「青色申告決算書」、白色申告の場合は「収支内訳書」等、収入の内訳が確認できる書類が必要)等
 - ☞16歳未満の場合は添付不要(学生の場合でも16歳以上の方は添付が必要)
 - ☞収入要件の特例に該当する場合、上記書類に加えて「人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動に係る事業主の証明書」が必要
- ③同居していることを証明する書類：同居が確認できる、世帯全員が記載されている住民票
- ④仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類：預金通帳のコピー、現金書留控えのコピー等
 - ☞16歳未満及び16歳以上の学生の場合は添付不要

被扶養者となる方が海外居住である場合

国内居住である場合の添付書類に加えて、海外特例要件に該当することが確認できる書類の提出が必要です。海外特例の要件や確認書類については、日清食品グループ健康保険組合よりご確認ください。

国民健康保険について

健康保険任意継続制度以外に、住所地の市区町村役場が行っている健康保険制度として国民健康保険制度があります。健康保険任意継続制度と国民健康保険制度の双方の保険料等を比較し、どちらに加入するかご検討ください。なお、倒産・解雇などにより離職した方(雇用保険の特定受給資格者)および雇止めなどにより離職された方(雇用保険の特定理由離職者)の国民健康保険料(税)を軽減する制度があります。

国民健康保険のお問い合わせ先 住所地の市区町村役場 国民健康保険担当窓口